

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社C店（以下「事業場」という。）に雇用され、洗車スタッフとして業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日、事業場敷地内において左リアホイールを洗車していたところ、別のスタッフが請求人の洗車作業に気付かず、当該洗車車両をバックさせたため、右手指をホイールのリム部に打ちつけ（以下「本件災害」という。）負傷したという。

請求人は、本件災害によりD医療機関を受診した後、E医療機関を受診し、「右中指、環指、小指捻挫及び挫傷、並びに右中指、環指、小指関節拘縮」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養の結果、○年○月○日治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が、○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第12級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、労働保険再審査請求書において、要旨「手に力が入らず、物を落としてしまう。小指は曲がったままで、負傷する前の手と全く違う。利き手を負傷して日常生活に支障があるのに分かってもらえない。」と述べているので、以下検討する。

(2) 請求人は、小指が曲がったままと主張しているが、○年○月○日付けF医師の意見書によれば、右手小指の近位指節間関節（PIP）の可動域角度が70°に対して健側の近位指節間関節（PIP）の可動域角度が90°となっており、1/2以下の可動域制限が認められないことから、障害等級には該当しない。

(3) また、右手中指の機能障害については、決定書理由（略）に説示するとおり、近位指節間関節（PIP）においては、1/2以下の可動域制限が認められることから、障害等級第12級の9「1手の示指、中指又は環指の用を廃したものに該当する。

(4) 請求人は利き手の負傷により生活に支障がある旨主張するが、利き手の負傷については、決定書理由（略）に説示するとおり、障害の程度を決定する要素にはなっていないことから、請求人の主張は採用できない。

(5) 以上の点からすると、右手中指の機能障害以外に障害が認められないことから、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第12級に該当するものと判断する。

(6) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右

するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。